

幕末期における秣刈敷入会問題をめぐって

一、史料の素描

一、はじめに

山林原野は、古今東西を問わず、地域住民の生活に直結する不可欠な資源として存在続けてきた。

林野に生育する木材は、家屋建築材・土木建築材・船舶材などとして利用されるのをはじめ、原野の草木の多くが食用材・薬用材・染織工業材・生活加工材などとして直接的・間接的に用益されるほか、山野の草や樹木の枝葉が家畜の主要な飼料となり、耕地の地力を養う不可欠な肥料となっていたことは周知の事実である。

山林は、河川の水を涵養する水源地であり、原野は農業に不可欠な秣・刈敷、日常生活に必要な薪炭などの供給源でもあり、このために無節制な開発が禁ぜられ、一方、用益をめぐる利害関係から頻繁に争論を発生するとともに、その変遷や複雑な存在形態から研究史的には好個な論争①の客体ともなり続けた。

本小稿は、これら山林原野の用益問題の内から、刈り草問題に焦点を絞り、史料の素描を試みたものである。いわゆる「秣刈敷出入」は、林野用益・入会権論の中核的問題として捉えられて来たが、地域によっては未発掘な史料も少なくない。ここでは先ず近時管見した豊後日田郡における二三の事例を素描し、次稿において問題点を整理する。

本稿で対象となる地域は、豊後国日田郡五馬筋（現、大分県日田郡天瀬町域）である。

この地域は、近世期をとおして日田代官（西国筋郡代）支配下の幕府

後藤重巳

領（以下、天領と表記）であり、日田代官支配下の郷村のうち、日田郡域では自然村を十か村前後集合して「筋」と呼ばれる行政区に編成されていた。五馬筋は『豊後国風土記』にも登場する古い村落「五馬市」地方の近世諸村を、「口五馬筋・奥五馬筋の二つの「筋」に編成したもので、代官陣屋に近い筋を「口五馬」、遠隔する方を「奥五馬」と呼称した。

両筋は、筑後川中流南岸の標高ほぼ三〇〇メートル平均の台地上に展開し、日田から肥後宮の原を経て、肥後熊本・豊後岡に通じる街道の沿線に散在し、中には交通の要衝にあり「宿村」となる出口村などの村落も含まれていた。この両筋の近世後期（天保期）①の村規模（村高）は次表の如くである。

| 口五馬筋 | | 奥五馬筋 | |
|------|------------|------|------------|
| 苗代部 | 一三七石六斗二升九合 | 櫻竹 | 二五六石二斗九升一合 |
| 女子畑 | 二七五・五・六・五 | 本城 | 四〇一・四・三・七 |
| 大鳥 | 三八五・一・九・一 | 塚田 | 四三三・六・三・八 |
| 柚ノ木 | 一九七・四・〇・八 | 出口 | 五九六・五・九・九 |
| 湯山 | 三九七・二・六・九 | 芋作 | 七四・一・一・六 |
| 赤岩 | 二〇四・三・七・〇 | 新城 | 一九五・一・六・一 |
| | | 五馬市 | 七三五・七・二・四 |

この数値は、田畑併せた総高であり、両筋に属する村々の田畑比は如何であろうか。近世初期に編成された『正保郷帳』によると、両筋十三か村の内、田高比の最も高いものでも奥五馬筋の五馬市村の五六％、統

く塚田・出口・本城の三村の五〇%となり、口五馬筋では赤岩村が突出して七五%を示すものの、柚ノ木村に至っては水田比わずかに一%に過ぎない。両筋の各平均は、口五馬筋で三三・六、奥五馬筋四八%となり、両筋は甚だしく水田比の低いいわば「畑作」地帯であったことが分かる。

事実、郷帳には両筋の内でも、比較的水田比の高い村にあつても「日損所」と注記される例が多く、総体的に水利に恵まれない村柄であつたことが知られる。

近世期をとおして散在する「村明細帳」②によると、両筋内の諸村には、水利施設として五馬市村に溜池一カ所(長二五間×横二二間、「享保期明細帳」、谷川一筋、出口村に小谷川(石・砂川)一筋(「宝暦期村鑑」、新城村に川一筋(塚田川・「天保期明細帳」、用水井堰二ヶ所(百姓自普請所)などが管見される位で、さしたる施設は見当たらないことも、両筋諸村が水利条件に恵まれない台地村の特質を持つていたことが知られよう。

一方、両筋十三ヶ村をとおして、「竹山」「茅山」「柴山」があると注記される村も、苗代部(竹山)・赤岩(柴山)・櫻竹(柴山)・出口(茅山)の四か村に過ぎず、原野資源も必ずしも豊富であつたとは云えない。このような資源不足の村々の間に生ずる採草地問題に視点を当てようとするのが本小稿の目的である。

因みに、本稿で考察の対象となる五馬市村の近世期二時期における戸口・牛馬数は左のとおりである③。

| | |
|------|---|
| 享保十年 | 本百姓八三軒(居村百姓)、水吞百姓九軒、人数五〇〇人(男三〇五、女一九五)、牛馬七四(馬一五、牛五九) |
| 天保九年 | 本百姓九四軒、社人一軒、水吞百姓一〇軒、人数四二一人(男二一八、女二〇三)、牛馬一〇〇(馬三一、牛七 |

九)

次に参考までに、時代は下がり、山林原野の所有形態に大きな変質を来したが、明治初期における当地方の耕地・山林原野・秣場の各数値を一覧しておく④。

| 村名 | 田 | 畑 | 山林 | 原野 | 秣場 |
|----|---------|---------|---------|----------|---------|
| 本城 | 二六町〇反一畝 | 三五町二反一畝 | 四四町九反五畝 | 一五三町六反七畝 | 二六町八反一畝 |
| 櫻竹 | 二三、六、五 | 二四、八、九 | 二二、三、九 | 〇 | 六、五七 |
| 塚田 | 二七、五、〇 | 五二、一、五 | 七三、五、七 | 一七九、〇 | 〇 |
| 五新 | 四九、一、五 | 九九、〇、一 | 七八、六、二 | 二二五、三、四 | 〇 |
| 出芋 | 四四、八、九 | 七六、九、八 | 一三二、五、八 | 一六三、六、八 | 三四、二、八 |

☆ 明治十二年編纂「豊後国日田郡村誌」より作成。村名のうち五新・

出芋はそれぞれ五馬市・新城、出口・芋作村の略、何れも明治八年合併。田畑以下の反別は町反畝までを示し、二十歩以上は畝に切り

上げた。また村誌には「藪」「芝地」の項目があるが省略した。

表示されるように、本城村以下、田反別は五新・出芋の合併村がやや大きく、畑反別においても同様の傾向が見られる。山林反別も合併村のうち、出芋が抜きん出、五・新と塚田がほぼ同反別となることから、単独の塚田村は山林資源に恵まれていることが知られ、櫻竹が最少となる。原野においては、櫻竹が皆無、塚田村は二つの合併村を上回る反別を有し、山林とともに一ヶ村としては最大となる。秣場は、塚田、五新の合併村は皆無、うち、櫻竹はわずかに六町余に過ぎない。

このような各村の山林・原野・秣場の所有状態は、直前の近世末期においてさして大差あるものとは考えられない。他村に採草源を求める

動機となり、入会問題を考える上で重要な条件となる。

五馬市村には、すでに享保期に、下駄・松ノ木・とどろき・八久保・原山・栃井・川原・山口などの「枝郷」があり、これら支村の発生をめぐってはさまざまな動機があるものと考えられるが、これらが百姓のいわゆる「自分山」「自分藪」の利益を中心として形成されていくことを予測させ、近世における「開発」の問題とも深く関わっているらしい。以下素描されるように、奥五馬筋諸村の中にあつて、五馬市・新城村が本城村・塚田村に入会採草地を求めた原因は、表に示される如き資源の根本的不足であり、第三章でも述べられるように、五馬市村は「土劣二で田畑共馬肥別で沢山二入レ不申テは作毛出来不仕村」で、近隣の「数ヶ村へ入込草刈」らねばならない性格の村柄であつた。

一方、この五馬市村はじめ、出口・芋作・櫻竹・塚田などの各村は、何れも山林は比較的広く「薪炭」材にはこと欠かすことはなかつたらしく、「郡村誌」は、何れも「運輸便ナラズ」としながらも「薪炭用二足ル」「乏シトセズ」と云う状況を述べている。

注①入会採草地に関わる研究の歴史は古く、古くは中田薫の土地私有論をはじめ、古島敏雄らの農業史、石井良助らの法制史分野からの研究、広沢清人・北条浩・西川善介の入会制度史、新しくは渡辺尚志らの村落構造論、所三男らの林野制度史からの史論などと、まさに枚挙にいとまない。また近代期の入会林野整備史からの研究も少なくないが、研究は資料的発掘と偏在性から、やや地域的に集中した感がある。更に入会論争を契機に作成された史料が多く、所謂成文化された「村法」分野からの研究に制約を見る。

- ② 以下各明細帳は『豊後国日田郡村明細帳』所収 別府大学近世史研究室刊。
- ③ ②所収 享保十年・天保九年「五馬市村明細帳」。
- ④ 「豊後国日田郡村誌」明治十二年。

二、日田郡における村と秣・刈敷場

享保十年の「日田郡五馬市村明細帳」①によると、五馬市村の「秣場」は、隣接する桜竹村の福島野・本城村の麦鶴（麦津留とも）野・塚田村平草野及び大鳥村横手野など四ヶ所に展開、これら他村秣場は「入会二テ前々伐来申候、野手銀米出シ不申候、此外当村之内二テも伐申候」と見え、この外、「薪取場」として同じ櫻竹村福島山と本城村のつりだか山・塚田村の米山の三ヶ所があつた。元文三年及び天保九年の各明細帳においても、櫻竹村福島野・本城村麦鶴野・大鳥村横手野・塚田村平草野などは登場するが、元文の明細帳には「草刈場入会一ヶ所、むた」のほか「他村入会四ヶ所」としてこれらの採草地が登場し、「むた」は自村内に所在するものであつた。天保九年には本城村内に「のぶ山野」が新たに見られ、塚田村平草野については「平草野、草生立悪く候間、前年より亀石山野と振替申候」と述べられ、秣場が必ずしも恒常的に経営されるものでなかつたことが知られる。

五馬市村に隣接する諸村でも、津江筋鎌手村では「当村刈畑場之内二テ伐申不足之分は万々金村之内二テ前々より伐来申候」②という状況であり、続木村では、大鳥村奥野・女子畑村中野山のほか、村内に藤萩・他作の計四ヶ所の秣場③が、また同年の出口村では、村の秣場は村内四ヶ所の赤崩・たけのだひ・そだ原・見取場のほかに新城村の黒土野にあつた④。

有田川沿いの比較的低温な日田郡羽野村では、享保十年の秣場は、鶴河内村のよしむた野・山田村の小平野・森領石松村三尾のほか、自村内に千倉野の秣場があつた⑤。この千倉野の秣場は、つら高・長尾・前川・小くらの四ヶ所が自村専用の秣場で、他のよしむた・八ら・大久保・炭木・廻・口尾津・転田石・狸びらなど九ヶ所が「近村立会」の秣場であ

った。

日田郡でも豆田などの町部に近い沖積部の城内村の秣場⑥は、

羽野村元千倉 道程 耆里半程

求來里村後谷 道程 耆里半程

池辺村野山 道程 耆里程

高瀬村山洪野 道程 耆里半程

台村台山 道程 參里程

森領小寒水村 三尾山 鳶ケ尾

尾当野・くしけ河内道程 式里程

諸留村日向野 道程 式里程

などがあり、自村から秣場までの距離が二里を前後し、三里に及ぶ場合もあつた。

このような採草地の遠隔化は、自村近辺の採草地が、開発などによつて減少化すること無関係ではあるまい(後述)。

隣接する同じ平坦部の田島村の秣場は、西・南・北高瀬三ヶ村のうち、山しふ・横尾・銭花・串川・目串・はちかす・五条・からかさね・榎木か迫・竹の迫などの刈場があり、他に上野村にえぼし形・そら次郎、馬原村内に奥畑・たこの原・もつそう・池の平・大清水・下原の上、求來里村内に国ヶ平谷・ひの辻などがあつた。これらの秣場とは別に、同村は、右三ヶ村村内に平谷・石畳・戸石など七ヶ所、馬原村内に崩石など三ヶ所の柴薪採場を保有していた⑦。

隣接する中城村の秣場は、北高瀬村三池野、羽野村元千倉野、馬原村下原、森領松野村、石田村黒岩など五ヶ村に散在していた。

このように他村にまで求めなければならない秣や刈敷は、田畑の耕作に際してどの位の絶対量が必要であつたのか。五馬市村明細帳には、

田畑こやし田方は馬屋こへ刈敷第一、畑方は寄土埋草馬屋こえ

田一反二付 刈敷百三十把程 畑方は 刈敷八十把程

との記述⑧や隣接する新城村明細帳には田畑施肥について、

当村内刈敷場 此反別式拾五町歩

但 田一反三付、秣場五反歩程、畑一反三付、秣場三反程、居村田畑

反別三引当候テハ不足仕、其上牛馬飼草等刈取候三付、余計之不足御座候間(下略)、場所二より二重三刈、相償申程三御座候、当

村之儀海辺遠く、干鯛其外肥シ難相整候二付、刈敷のみ肥シ二用

來申候⑨

などと説明されており、海辺から隔絶した日田郡の山間部では、刈敷が主たる田畑肥料源であり、その量が田畑反別をはるかに上回り、三々五倍も必要であつた事が知られるのである。

以上見てきたように秣・刈敷場を含む採草原野は、一村内で入会利益する場合と数か村で入会する場合などがあり、前者は一般に「内野」「内山」「村山」などと呼ばれる事が多く、日田郡本城村では「メ野」と称していたらしい⑩。

他村入会の場合には用益料を支払う場合と、「貰い」「遣る」で無料とする場合や、特別の「札銭」を支払う場合など様々な様態があつたらしいが、その点は本小稿で検討したいところである。

注① 『豊後国日田郡村明細帳』近世文書解説シリーズ所収。②・③・④とも同じ、各村分。

⑤ 『享保十年 日田郡羽野村明細帳』大分県地方史料叢書(六)『豊後国村明細帳』、⑥・⑦とも同。

⑧ 『天保九年 日田郡五馬市村明細帳』『豊後国日田郡村明細帳』所収。

⑨⑩に同じ、新城村。

⑩「申極証文之事」五馬市村文書、別府大学附属博物館収蔵。

三、文化・文政期の秣場申極め

イ、五馬市村・新城村と塚田村入会

五馬市村文書の中に、文化十一年七月、五馬市村と新城村とが塚田村と交わした「申極」①が所見される。その内容は五馬市・新城の両村が従前入会秣刈りしてきた塚田村内の「百草野」の秣場が「草生立兼、秣不足」するようになったため、五馬市村枝郷栃井・川原、新城村枝郷栗ノ木などの諸枝郷分は、塚田村内の川合迫・川作之向などの場所、朝草を貰い受けることになり、その折に締結した申極である。この約諾には郡内庄手村の庄屋三十郎及び小迫村庄屋藤左衛門が立会人となつていゝ。以下、極方の箇条書き部分（主内容）についてのみ一覧する。

一、両村貰草刈之儀は、年々春之内両村庄屋より書状差添、惣代を以秣刈敷貰請置、刈方之儀は指図を請可刈取事

一、朝草刈敷之分、刈方日限始末、塚田村江承合刈札請取、差図を請刈取可申事

一、右川合迫より川作之向迄之内ハ、作所多場所ニテ、塚田村よりハ野有之内は、決て刈取間敷事

一、貰草刈取方之儀ハ、万端温順ニ刈取可申事、万一不法之儀有之者之儀ハ、急度取調不法無之者ハ、無構極通為草刈可申事

右四か条の内容の一々について詳説するまでもないが、以上を一括して大意を示すならば、まず刈草は春先に両村庄屋を介して枝郷の惣代が、塚田村（地元村）から秣・刈敷貰い受けの承諾を受け、万事その方の指示に依るべき事、刈草の日限始末（開始すなわち「山の口明け」から、終了までの期間）について塚田村から「札請」をして指図に従うこと、

入会の場所は作所（耕作地）が集中する場所であり、特に塚田村の「百草野」（他村立入り禁止の占有地。ここでは一時的な立入排除の意の動詞的意味をして用いる）には立ち入らないこと、申極めに違背しない者については自由に採取を認めるなどの内容であった。

この申極書には、五馬市・新城・塚田三か村庄屋・組頭、塚田村は百姓代が加わり、栗ノ木・栃井・川原の三枝郷からは「惣代」が連署している。連署の中に「立会人」として日田隈町の桑屋正左衛門が加わっているが、その理由については即断する史料がない②。一方、小迫・庄手村の庄屋が立会人となつて奥書を加えているが、この小迫藤左衛門・庄手三十郎はこの時点での日田庄屋会所請当番であつたものと考えられる。

この「会所」は、日田代官所と村方との接点に開設された日田及び周辺庄屋当番制の詰所であり、年貢納入・諸割賦・村出入解決などの指導的執務に當つており、このような村同志の差縫れ、約定などにもしばしば立会い、問題解決などにあつた③。

さて、この五馬市・新城・塚田三か村の秣刈敷場入会申極は、如何なる問題を発端に約定されたのであろうか、その問題に即答できる史料は残念ながら管見できない。のちの文政八年の「証文」④によると、「去西（文化10）年及差縫」とあり、また翌九年の史料⑤には「五馬市村枝郷栃井・川原之者、新城村枝郷栗ノ木之者、前々より塚田村字川合迫より川作之向迄之場所ニテ朝草刈敷刈取來候処、文化十一年及差縫（中略）元來塚田村地内ニ立入候儀ニ付、同村申立候通取極書付取交内済仕」とあり、すでに以前から、両村の枝郷の諸村が塚田村に入会採草を行つていたが、今回の差縫に際し改めて「貰草」の申極めを行ったことが知られる。

ここに云う「貰草」は、刈草を提供するいわゆる「地元村」と刈草す

る村との利権関係は相対的ではなく、地元村側の「恩情」的な性格が強いものらしく、史料にはしばしば「気の毒たるによつて」と云う文言が見られる。このような両者の関係から、先の「申極」にもみられるように、「不法なく…温順ニ刈取」ことが一方的に要求され、これに聊かの違乱があつても地元村との確執に発展するものと考えられる。

申極書の第二条には「刈札」が見えているが、五馬市村を含む諸村間での刈り草ではそのすべてが「札銀とても取らず」などの表現が伴い、ここでの「刈札」は、入会刈草が容認されていない第三者村との区別を識別するための札あつた⑥。

ここでは、五馬市・新城両村入会草場「平草野」の草が生育不良によつて、不足を来したため恐らく塚田村側からの一方的な採草拒否に逢い、採草地の変更によつて入会継続を約諾したものと考えられる。

これら草場の資源不足を促す大きな原因の一つに、「枝郷」の生成などに伴う開発問題が考えられる。これら新村の開発はその規模にもよるが、対象が多くの場合原野であり、反比例的に原野資源の枯渇原因となり、親村の既得する採草地の不足さえ将来することになる。

五馬市村の枝郷は、享保期にすでに下駄・松ノ木・とどろき・八久保・原山・柳井・川原・山口の八ヶ所を数えており⑦、これら枝郷の発展消長が採草地の出入問題と無関係ではないことは後述されるところである。

先に述べた如く五馬市村などは、従来から塚田村内の平草野で秣を入会採取していたが、この野の草が生い立ち不良になつたため、その不足分を補う為に三枝郷分の秣刈敷を塚田村の他の場所採取するようになったものであるが、もともと五馬市村の秣刈敷状態はどうであつたのか。時代は下がる辰年の嘆願書⑧によると、

元来、五馬市村之儀は、土地劣ニテ田畑共馬肥別て沢山ニ入レ不申テは、作毛出来不仕然ルニ秣場は極々払底ニテ、櫻竹・本城・塚田・新城・芋作・大島等之數ヶ村へ入込草刈候得共、干草ニ相成候得ハ過半不足仕、塚田本城等之野ニ里余も相隣候所ニテ、銘々買受干草手当仕候村柄ニテ御座候(下略)

という村柄であり、右の史料が述べるように近隣の数か村に草場を求めなければならぬ条件下にあつた。

勿論、当村にも自前の秣柴薪伐場は皆無ではなく、この直後の天保三年の「書上帳」⑨によると、村内には秣場三ヶ所、柴薪伐場二ヶ所があり、秣場は「当村並近村入会伐取候場所ニ御座候、尤御他領村方入会候儀無御座」、柴薪伐場は「当村中ニテ伐來候」場所があつた。

しかし、何れにしろ、それでさえ不足気味の秣などの資源が新村の誕生・発展によつて不足を来す必然性は否定すべくもない。

口、五馬市村伊助娘縁談一件

五馬市・新城村と塚田村外野(他村入会野)での秣場差し縄れ事件をめぐる史料に、数年後の文政六年十月の「内済一札」⑩がある。以下、全覽する。

内済一札之事

此節五馬市村伊助娘縁談之儀及差縄、右二付、秣刈取方差留候二付、五馬市村より御願ニ相成候処、御吟味を請候ては申立方無之奉恐入候二付、会所詰御願申上、内済熟談被成下、右縁談之儀二付不束之書付伊助より塚田村江受取候処、此節差返シ候間、以来右娘之儀二付、申分無御座候、且又秣刈方之儀は左之通

一、塚田村内秣場刈取方之儀は、此節熟談仕候上は以来睦敷双方差支

無之様刈取方可被成候

一、五馬市村枝郷栃井・川原之もの、繫牛馬之儀は入念繋留、作物等荒シ不申候様可被成候、尤大小牛馬共放出シ被成間敷候

一、本城内林刈・茅刈方之儀、他村之儀二付如何様之儀有之候共塚田村より故障申立差留申間敷候

右之通此節申極候処少も相違無御座候、依之印形書付差出置候、以上
文政六年未十月

塚田村庄屋 修二

組頭 (四人・略)

百姓代 (二人・略)

五馬市村

(奥書・略)

会所詰

北高瀬村庄屋

立会 作右衛門 印

この差し纏れ事件の原因に関わる詳細を知りうる史料も管見しないが、係争地は同じ川合廻・川作之向であった。問題の発端は五馬市村伊助の娘の塚田村との縁談問題がこじれて、塚田村から秣場入会の差止問題に発展したものと考えられるが、問題解決で「お上の手」を煩わせては恐れ多いとの配慮から、会所詰め役人の斡旋によつて解決しようとしたもので、秣場村々入会成立や纏れの背景には、このような婚姻関係の成否の問題も絡んでいたものと考えられる⑩。

この内済状には、新しく二・三留意すべき内容がある。

その一つは、採草に連行し作業中に放ち出す牛馬の管理や原野に放し飼いする小規模の放牧が、周辺耕作地の作物や用益作物を食い荒らすことの防止に関わる問題である。

これは各時代・各地で惹起したことであり、殊更新しい問題ではなかった。家畜の小規模放牧や野草刈りの際の一時的放出によつて、農作物が食い踏み荒らされることの防止も、当期のいわゆる「原野」と「畑」の性格を考える上で重要な問題となる。特に「焼畑」「刈畑」など耕作と採草を定期的に繰り返す場合には、畑作耕地と草場が隣接或いは同体として展開する場合が多く、牛馬の放出の被害は深刻な問題となつたのである。この頃、鎌手村では秣の一部を「刈畑場」で採取しており、採草地と刈畑が一体であった。

時代は下がるが、慶応元年閏五月、五馬市村下組外三組の「小前」計二十八人、新城村「小前」八人と組頭代・組頭・庄屋などが連署した史料⑩は、こうした牛馬の管理に関する問題に、明快な解答を寄せるものである。

申極之事

一、牛馬つなぎ方、猥ニ相成候ては野続キ之作場かちにて、野畑をもの村三候間、春作こうぞ等あらし一同迷惑致し候間、左之通申極候、(傍線は著者加筆、主・主要な意)

一、つなぎ方みだりニいたし作物こうぞ等食候ハハ、組合立立会見計、代相立可申候、

一、念入ニつなぎ置候ても万一はなれ、作物こうぞをあらし候ハハ、其段作主三断り、代り儀は相談可致候、もしおしかく引帰り候ハハみだりニいたし候も同じ事三候間、組合立立会見計にて代り立可致事

一、はなし牛馬いたし候ものハ、差おさへ四組打寄急度取しまり可申事

右之通相談之上、申極候上はげんかくニ代り相立て候とも、相たがひ

取しまりのため二候間不足申間敷候、為其連印申極差出置候、以上、
慶応元年丑閏五月

(連名省略)

庄屋 謙 平 殿

右の内容についても今更解説する必要もないが、史料の語るところから、五馬市・新城両村の原野・野畑など「野畑主体の村」景観を推察できるとともに、採草作業と牛馬、牛馬の飼育の密接な問題が暗示されるものである。

次の第二点は、五馬市・新城両村と塚田村との入会関係「親疎」の問題である。

これまでイの史料でも見た如く、両村の「地元村」(塚田村)との入会関係は、表面的にはいずれも「五馬市・新城両村」と併記されていたが、この内済状に見られる如く、両村の塚田村に対する入会の利権度は、必ずしも対等ではなかった。

内済状第三条は、本城村内からの秣・茅刈入会は、「他村之儀」つまり五馬市村とは無関係であり如何様な問題があるうとも、塚田村は異議を申し立てることはないと言約している事で知られる。五馬市における秣刈敷場関係史料残存事例で、最古のものはこの文化十一年七月の文書であり、続いて翌八月、同村と新城村とで、隣接する本城村との間で秣場入会に関する申極を結んでいる。次にその様子を見る。

八、五馬市村・新城村と本城村外野入会

五馬市村は、既に享保期には、隣接する本城村内の字「麦鶴野」で入会秣刈りをしていた。

文化十一年八月、五馬市村は、新城村とともに本城村麦鶴野における

秣刈りに関する約定を締結する^⑧。今回も当野の採草をめぐる差し纏れから締結されたものである。

この約定は、先のイの場合と同様、他村(本城村)への入会秣・刈敷・刈茅が不足を来たしたため、五馬市村枝郷の栃井・川原・栗ノ木、新城村枝郷宮の原の分を、本城村の字「のぶ山」に、また新城村枝郷宮ノ原は、本城村字「津良原」において行うよう変更するものであった。以下、その申極の内容のうち、主たる箇条書き部分のみ示す。

一、両村秣刈敷茅等貰方之儀は、年々春之内両村庄屋より書状差添惣代差遣シ貰受置、右両村枝郷栃井・河原・栗ノ木ハのふ山之内にて境差等委敷致置、刈敷・朝草・干草等二迄年々刈取可申事

但 東ハ兵衛分迫のくぼ之境

南ハ新田分之境

西ハ岩限り塚田村境

右之内にて年々草立見合、草場差分ケ差遣、新城・五馬市両村前断枝郷計にて刈取可申、本村並宮の原ハ右場所にては茅計刈取可申事

一、宮の原之儀は、入会麦津苗にて刈敷・朝草等刈取、津良高二にては干草計り貰刈可致事

一、秣・刈敷・茅等刈方之儀は、日限等本城村より差図を請刈取可申事

一、本城村ノ野之内は不及申、右二ヶ所之外決て立入申間敷事、

一、枯野之時分茅刈取候節は、申合火用心第一二致、聊粗抹無之様可仕事

一、両村本村より宮ノ原川筋江掛持地有之分ハ、刈敷場添之田地は其田付刈敷場にて刈取可申候、刈敷場無之田地は其方角にて貰受刈取可申事、

以上の申極は、五馬市・新城の各枝郷の惣代、本村の惣代・組頭・庄屋ら計二十五人が連署の上、立会人たる小迫藤左衛門・庄手三十郎(いづれも庄屋)宛に認めたもので、最後に

右之通此度五馬市村新城村より書替取替申候処のふ山之儀、塚田村入会山野二付、年々塚田村立会差分ケ遣可申候、万一のふ山草茅生立兼塚田・本城差支候節は五馬市・新城之儀は賞草二付、刈申間敷候、為後念添書仕相渡置候処也、

本城村百姓代(三人・略)

組頭 (三人・略)

庄屋 安左衛門

塚田村 中

との奥書がある。

右の申極の要旨は、採草の種類別には「刈敷」「朝草」「干草」「刈茅」などがあつたが、五馬市・新城両村枝郷の刈草分は、本城村の「のふ山」(四至を設定)・「津良高」などで貰い採取すること、ここでは毎年春草の生育具合を勘案し、「のふ山」では枝郷の採取のみに限定し、本村(五馬市・新城)と枝郷宮ノ原は、茅の採取のみを認め、宮ノ原の刈草・朝草(秣)は麦鶴、干草は津良高で採取すること、採取開始(山の口明け)・期間などは本城村の指図に従うこと、指定された「のふ山」「津良高」以外の本城村の「ア野」(専用林野)には立ち入らないこと、「枯野」(冬季)の刈茅期には火の用心に心掛けること、本村の掛持(出作)地帯「宮ノ川筋」での刈敷は付近の草場で特別に配慮することなどであった。

周知のように「秣」「刈敷」は、語源的には原野で採草し水田や畑地に敷き込む緑肥(草肥)や牛馬の飼料を経て堆肥となる刈り草、「朝草」

は、民俗的には農民が朝露をたつぷり含んだ青草を早朝に刈り込み、一日中の牛馬の飼料に蓄え置く採草で、その食い残しは牛馬が糞とともに踏み込んで「堆肥」となる草であるが、これは夏季に限定され、「干草」は冬季の飼料として採草し乾燥させた草、「刈茅」は屋根材として利用される茅である。

これら箇条書きの内容については、先記イの事例と比較した場合、表面的にはさしたる大差はないように見えるが、入会村によって採草の種別が限定されるという著しい相違が見られる。

つまり、二つの親村(五馬市・新城村)の本城村への入会採草は、従前通り「麦鶴野」が主体であつたが、採草地の不足に伴い枝郷分は新規の地域が設定され、さらに枝郷宮ノ原の如く「のふ山」で茅、「麦鶴」で刈敷・朝草、「津良高」で干草の限定採取のみが認められるという複雑な採草権の分散状況が生じていることが知られる。

さらにこの事例からも、当期の特定の村(地元村)と入会する複数村の入会権の優先度を窺い知ることができる。

すなわち、本史料奥書部分によると、本城村と塚田村との間には「のふ山」入会をめぐって五馬市・本城両村に優先する入会権があつたものらしく、塚田村に「年々塚田村立会差分ケ遣」つており、万一「のふ山」の草・茅の生育が不良で、自村・塚田村に支障が生じる節は、五馬市・新城村には入会採取させない旨を誓約していることから知られる。

一般に林野の「村中入会」や「村々入会」においては、「山の口明け」(採草開始)や採取期間・「一番草」「二番草」など採取順位(先刈権)などに厳密な規定があり、その順位は採草地の所有・占有・村居住の新古・入会経歴の新古・家の本家分家の関係など、様々な条件によって決定されるものであつた。

本城村と塚田村との入会関係の経緯について知りうる史料は管見しないが、五馬市村は享保年間に、塚田村平草野において秣を入会採取し、同村「米野山」に入会柴薪場を保有していた。また新城村も天明年間に、塚田村平草野で秣を入会採取しており、この「平草野」は新城村の北方にあたり、塚田村の村境に展開する原野であった。

この申極書中で設定される「四至」に「西八岩限り塚田村境」「南八新田分之境」などと見えるように、村境の原野や新田開発の進む地域に隣接して秣場が多く展開することが、秣場出入を生起させる大きな原因でもあった。

そして最大の観点は奥書部分に述べられる「五馬市・新城之儀は、貫草二付」という文言であろう。本城村と塚田村とは「のぶ山」をめぐっては「塚田山入会山野二付、年々塚田村立会差分ケ遣申すべく候」強固な入会関係にあり、五馬市・新城両村などとの「貫草」関係とは格段の利権度の相違があつたのである。ここに「貫草」の性格が問題となつてくる。

二、対塚田村入会出入再発

先の伊助娘一件が解決して、五馬市村からの塚田村への秣などの入会採取が再開された後の文政八年九月、五馬市・新城両村と塚田村との間で、平草野の秣採取をめぐって再び争論が生じた^④。問題の解決が難しく、両村ではついに日田代官所に裁許を仰ぎ、十一月に問題が決着した。以下その経緯を見よう。

八月二十日のこと、五馬市村の百姓が慣例によつて干草刈りに入つていたところ、塚田村から大勢の百姓が駆けつけ刈り方を差し止めた。差し止められた百姓は、自村の庄屋へこの旨を申し出て、庄屋を通じて塚田村へ差し止めの理由を問い糺したところ、「入会の草場ではな

いので差し止めた」というつれない返事であつた。そこで二十二日、双方で現場検証したところ、塚田村では色々な名目を立て、草立の悪い場所ばかりを草場の範囲に囲い込み「ここが平草野だ」と称し、従前からの平草野の範囲を狭めて、どうしても相談に応じない。これでは五馬市村は草場が減少し、牛馬の養育や田畑の肥しに不足を来たし、「百姓取続かたく歎ケ敷く」思うので、役所に手数を掛けるが塚田村を召喚し、従前どおり刈草が出来るよう仲裁してほしい。

というものであつた。この請願に対して日田代官所(塩谷大四郎)では、九月十三日付けで、来る十月十三日をもって双方訴陳の日に定めた。

「濟口証文」によると、この差違事件は代官所の指導の結果、櫻竹・出口両村庄屋の立会のもと「内濟」として解決することになった。

濟口証文

五馬市・新城両村入会秣、塚田村内字平草野之儀、此節差違右両村より御願三相成候二付、一応内濟仕候様被仰付候二付、各方御立入御取扱を以熟談内濟仕候処左之通御座候

一、五馬市新城村両村入会秣、塚田村内字平草野、草生立兼秣致不足候二付、去戌年(著者注、文化十一年)貫草熟談仕候龜石山尾先場所広メ境、左之「以下記事欠く、通力」

但 西は山中江下り候坂口限り

北は龜石山へ向候大久保より北方向平中央迄

南は小国境

東は勝手次第

一、五馬市・新城両村小前、此節塚田村草刈札相渡、日限前年々刈取方之儀、両村より惣代罷越賞受日限承り合、晴天廿日刈取可申候、尤草刈札之儀、塚田村庄屋役儀替り候節仕替相渡シ可申事

一、新城本村並同村枝郷山田之儀、去戌年右龜石山貫草相余居候処、

秣草差支候ニ付、此節熟談ヲ以、向後五馬市同様刈取可申事、右
 之通、此節各方様御取捌ニテ糞草及熟談候、然上は五馬市・新城
 両村江塚田村ヨリ秣場ニ不拘出入等出来候共、右秣草刈札ニ引掛
 ケ兎哉角申、草刈方差留候などと申儀致間敷候 (下略)、
 右の済口証文によると、塚田村亀石山秣場への入会は、文化十一年には
 始まっており、今回その領域が拡大されたものらしく、ここでは新規に
 その四至が拡大設定されている。

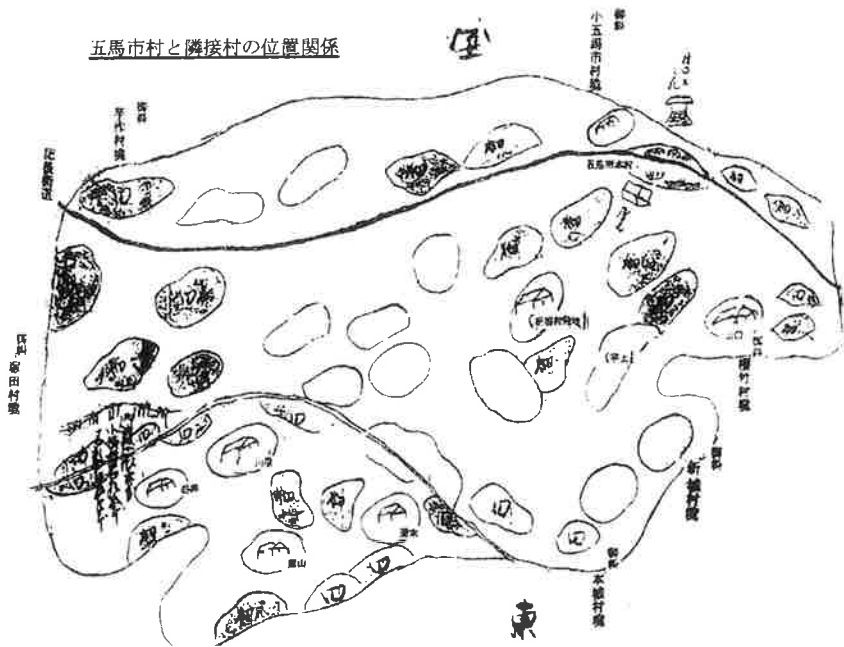
この約諾条件で注目されるのは、1、塚田村から草刈入村者に対して
 「刈札」を渡すこと、2、採草開始いわゆる「山の口明」を塚田村から
 「承り合う」(承諾) こと、3、採草期間は、晴天廿日間とすること、4、
 「草刈札」(鑑札) の発行は庄屋の「役儀」替わりとすること、5、新城
 本村・同枝郷山田の入会採草も、亀石山の採草量に余裕がある由をもつ
 て新規に認められることなどであったが、さらに新規に拡張設定された
 「四至」のうち東方に関しては「勝手次第」とされる点などである。
 ここでいう「草刈札」は、「札銭」を伴わない単なる「鑑札」である
 が、採草期間を「晴天廿日」に限定した約諾は本史料をもつて管見な
 がら初見とする。

「刈草札」の発行を、庄屋の「役儀替り候節」つまり交代期としてい
 ることは、秣場出入問題を難しくしていることと無関係ではあるまい
 (後述)。

この「済口証文」には、「両村(五馬市・新城)へ」塚田村より秣場に
 不拘外出入等出来候共、右秣刈札に引掛ケ兎哉角申、刈草方差留間敷
 と明記し、他の事情を原因とする差し縫れを、入会刈草りの障害と混同
 しない旨を約諾していることに注目したい。先の伊助娘事件の事例など
 を意識しての約諾であろうか。

この平草野採草地をめぐる、「地元村」の主権の強さを示す出入が
 更に展開していくが、その経緯については次稿で見ることにする。

五馬市村と隣接村の位置関係



注①以下使用する史料は、特記するもの以外「五馬市村文書」に拠り、その外題のみ記す。

②日田商人の資本が周辺農村に扶植され、桑屋も同地方に寄生地主として耕地を所有している可能性がある。木村忠夫「近世日田農村史の若干の問題点」『九州文化史研究所紀要』16外

③『日田市史』第三編第一章

④文政八年「済口証文之事」

⑤文政九年「乍恐以書付御願申上候」

⑥文政六年「申極書」

⑦享保十年「五馬市村明細帳」

⑧「乍恐以書付奉御願候事」は辰年とのみあるが、その内容から文政六年辰年と判断した。

⑨天保三年「当村内秣柴薪伐場書上帳」

⑩案文・本文二通のほか五馬市村庄屋の書簡一通があるが、その内容だけからは要を得ない。

⑪当期前後の同村宗門改帳には、「伊助」なる戸主の百姓二人がい、いずれにも十代の娘があるが、ともに婚姻と思われる移動は認められない。

⑫慶応元年閏五月「申極書」

⑬「申極証文之事」

⑭「西九月乍恐以書付奉願上候。」西は塩谷郡代の在任期から考えて、文政八年と断定。

四、本稿のまとめ

さて、みてきたように秣刈敷場の入会では、当然入会場所が限定される場合によっては厳密に「四至」が設定される場合も少なくなかった。

周知のように特定の村内の採草地に、他の複数の村が入会利益する場合を「村々入会」と呼ぶが、その区域は厳密に指定されるのが鉄則であり、その開放される地域は「外野」「外山」などと、一方、他村立入りの不可能な村内専用の採草地は、一般に「内野」「内山」などと呼称され①、当地方では「メ野」という呼称があった。

先の申極書第三条に、「塚田村よりメ野有之内は、決て刈取間敷」とある「メ野」は、塚田村専用の採草地で、他村の入会利益の不可能な「内野」であった訳である。

ただ、この場合の「メ野」の用法は、「塚田村よりメ野有之内」とあり、「塚田村の先刈り期間」の一次的排除期間を示すものと考えられ、入会の性格を示唆する重要な点と思われる。

史料の偏在により、全村の実情を知りえないが、五馬市・新城村などでは他村内に数箇所の採草地を確保していると同時に、出口村や小五馬村に秣などを提供していることが知られ、秣場などの入相関係が極めて複雑な性格を持つていることを暗示している。

このような多様な採草地入会関係が成立し得る背景には、これらの諸村が、同じ天領に所属するという背景が考えられる。

先に見た天保三年の「当村(五馬市)秣柴薪伐場書上帳」によると、同村の秣柴薪伐採場は、全部で八ヶ所あったが、いずれも「当村並近村入会伐取候場所二御座候、御他領村方入会候儀無御座候」と但書されている。ここに云う近村とは何れも天領村であり、親交的な同領意識は原野の利用にも比較的安易に入相関係を作り出していたとも考えられる。

さて、幕末期の文化期以降、当地方における秣刈敷出入史料が急速に増加する。これら秣場などの出入増加の最大原因としては、新田畑開発などに伴う枝郷の増加と、それに反比例する資源枯渇問題が挙げられよう。

原野と開発との関係をめぐる興味ある事件が所見②される。

安政七年三月のこと、五馬市村字二つへ(二杖)で、隣村栗林村の茂作が所持する田地続きの原野に、茂作が「少しの掘開」を試みようとしたところ、これも隣村の小五馬村の彦四郎が苦情をつけて問題が起こった。村では村役人と係争地の前地主たる五馬市村の卯右衛門らが立会い、解決を図った。彦四郎が主張するには、この田地と原野をかつて卯右衛門に売り渡す際、原野だけは残して田地のみ売りたいと希望して残したものであり、原野は自己の所持地である旨主張したが、「田地続之場所、殊二作付之節は、牛馬繫且稲上ケ等他人之地所にては差障候場所故、(分離しては)卯右衛門買請候訳も有之間敷」経緯を経て、卯右衛門からさらに栗林村茂作が「野共二買請」たものであるが、茂作とても「狼二秣場掘り崩候訳も有之間敷」との注意を受けるとともに、彦四郎の主張は基本的に通らないとする結論に至った。ここでは、既存の耕作地に隣接する原野の性格を見事に描いている。

耕作地(高請地)に隣接する草地が、牛馬の繋ぎ場・稲干し場・採草地などとして多用に用益されており、耕地と不可分な存在であったことを示している。

文久二年十月、日田役所は支配所域内に十七ヶ条の「論書」③を発するが、その折、末尾に「右読聞之序、村方にて往々迷惑二可相成哉ト存候分重立もの相談之上、左之通申聞ケ置候」と村方からの「存寄」の箇条が見え、

野之内、年々切詰候得は草立悪く相成候ニ、松生シ候を草二では徳分少く有之間、野火を不入、松を仕立候類有之、右は他人よりハ草二ても松二ても持主ノ野二付、構ひ無之と存故障も不申立候共、松山二相成候得は野二て用を達シ候持主、夫丈ケ入会ニ切詰候間、

詰りハ一体之草場減シ候姿ニ相成候間、右様之類ハ松を仕立申間敷、尤草立悪候共一年越力二年越二伐居候ハハ、行々ハ草立宜敷相成可申候、

と述べられており、個人持ちたりとも「松生立ち」などによる草地の山林化を防止し、終局的には「一体之草場」が減じることの不利を論じている。

当地方での秣場の二箇所あたりの面積的規模を知りうる史料は少ない。原野は耕地と異なり、反別の掌握がむづかしいことにもよる。この地方で管見したものに最末期の慶応四年と思われる辰年の「乍恐以書付御答奉申上候」④によると、五馬市村に隣接する芋作村には「長サ凡八九町、横平均凡七町余之内」の秣場が見えている。

自村内での入会採草もしくは他村での貰刈り草のほか、各自百姓の採草は原則的には自分所持の原野からの確保が理想であったが、この期前後の当地方の村々には、百姓が比較的自由に用益できるいわゆる「百姓山」「百姓藪」はさして多くは存在していなかった。

いまその一二例をあげるならば、享保二年、小五馬村には「庄屋山」九ヶ所、百姓山三十五ヶ所があり、同五年の「村明細帳」によると、小五馬村は、戸数三十軒、人別百七十七、牛馬二十二匹に対して、「庄屋山」が三ヶ所、百姓山十六ヶ所を十一人の百姓が所持し、翌六年は、家数三十三軒、人別七十七人、牛馬計二十頭に対して百姓自山が六箇所反別七反程、百姓自藪十二箇所、反別一町三段余となつている(同年「村鑑」)。また、天明六年の「鎌手村懐中開答帳」によると、秣場は不定で、百姓持山から採取し不足分は万々金村入会から貰草していたが、自村の「百姓山」は四十六箇所であり、その反別は十三町九反余であった(反別明和三年の数値)。この年当村の百姓数は九十四軒、四百五十人であ

った。

これらの数値は、各村の庄屋山・百姓山などの概況を知らせるが、残念ながらそのみでは、村比較としての相対比を知ることには出来ない。

以上、やや冗長に関係史料を素描し、問題点の一端を示し、幕末期豊後日田郡における株刈敷問題について問題を提起し、次稿において更に新しい史料を用いながら、問題を整理する予定である。

注 ①所三男『近世林業史の研究』遠藤治一郎『日本林野入会権論』ほか。

②「熟談為取替書付之事」

③申諭書

④「日田郡五馬市村・芋作村株場差縄一件」（仮称）袋入り一件史料。この芋作村との入会問題は次稿で主として触れる。

（未完）